

個人情報保護基本規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本バレーボール協会(以下、本協会という)が保有する個人情報につき、個人情報の保護に関する法律の下、本協会個人情報保護方針に基づく規程であり、個人情報の適正な保護を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの、および他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものをいう。

(2) 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(3) 従業者

本協会の組織内で指揮監督を受け、個人情報の取扱いに従事する者(役員、委員、職員、派遣職員、パート職員、アルバイト等を含む)

(4) 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

- 1) 特定の個人情報に関して電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの。
- 2) 1) に掲げるもののほか、個人情報を一定の条件に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他、検索を容易にするためのものを有するもの。

(5) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(6) 保有個人データ

本協会が開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去、廃棄および第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。

(7) 個人情報保護管理者

代表理事より任命され、個人情報保護の実施および運用に関する責任と権限を有する者。

(適用範囲)

第3条 本規程は、本協会の従業者に対して適用する。

- 2 個人情報を取扱う業務を外部に委託する場合も、本規程の目的に従って、個人情報の適正な保護を図るものとする。

第2章 個人情報の取得

（個人情報の取得の原則）

第4条 個人情報の取得は、利用目的を明確に定め、その目的の達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。

2 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法により行うものとする。

（取得の手続）

第5条 業務において新たに個人情報を取得する場合には、あらかじめ、個人情報保護管理者に利用目的および実施方法を届け出、承認を得るものとする。

（本人から個人情報を取得する場合の措置）

第6条 本人から直接に個人情報を取得する場合は、本人に対して、次の各号に掲げる事項を書面またはこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。

- （1）個人情報の取得および利用の具体的な目的。
- （2）個人情報の提供を行うことが予定されている場合は、その具体的な目的、提供先または提供組織。
- （3）個人情報の取扱いを委託することが予定されている場合は、そのこと。
- （4）個人情報を与えることは、本人の任意であること。
- （5）個人情報を与えない場合に想定される事項。
- （6）個人情報の開示を求める権利、および開示の結果、当該情報が誤っている場合に訂正または削除を要求する権利が本人にあること。

（利用目的の通知）

第7条 本協会がチーム登録ほかチームおよび組織の代表者から個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合および取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知または公表する。

第3章 個人情報の利用

（個人情報の利用の原則）

第8条 個人情報は、原則として、利用目的の範囲内で、具体的な権限を与えられた者のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて利用できるものとする。

（個人情報の利用目的の変更および追加）

第9条 本協会は、利用目的を変更および追加する場合には改めて本人に承諾を得なければならない。

（個人情報の取扱いの委託）

第10条 個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

- 2 前項に基づき、個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、当該第三者との間で秘密保持契約を事前に締結した上で委託するものとし、かつ委託先に対しては適切な監督を行うものとする。

第4章 保有個人データの第三者提供

(保有個人データの第三者提供の原則)

第11条 本協会は事前に本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しない。

- 2 個人情報を第三者に提供する場合は、第6条第1号、第2号および第5号に掲げる事項を書面またはこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。
- 3 前項に基づき個人情報を第三者に提供する場合は、個人情報保護管理者の承認を得た上で秘密保持契約を締結することとする。

第5章 個人情報の管理

(個人情報の管理)

第12条 個人データは、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。

(個人情報の安全管理対策)

第13条 個人情報保護管理者は、取り扱う個人データの漏えい、改ざん、紛失、破壊、毀損の防止他、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

- 2 個人データは、施錠の可能な場所に保管し、鍵は、個人情報保護管理者または当該個人データの利用を許された者が保管するものとする。
- 3 個人データが保存されている端末には、生体認証、ID およびパスワード等適切なアクセス制限を施すものとする。
- 4 個人データが保存されている情報システム、情報機器については、外部記録媒体の接続およびネットワークへの接続を制限するものとする。
- 5 個人データの保存されている情報システムへのアクセス記録は、合理的な期間これを保存するものとする。

第6章 個人情報の開示・訂正・追加・削除

(自己情報に関する権利)

第14条 本人から自己の情報について開示を求められた場合は、合理的な期間内にこれに応じるものとする。

2 前項に基づく開示の結果、誤った情報があり、本人から訂正、追加または削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応ずるものとする。

3 前項に基づく個人情報に対する対応は、本協会の個人情報保護管理者への申出をすることとする。

（自己情報の利用または提供の拒否）

第 15 条 本人から自己の情報について利用または第三者への提供を拒否された場合は、これに応じるものとする。ただし、法令に基づく場合は、この限りでない。

第 7 章 個人データの消去・廃棄

（消去・廃棄の手続）

第 16 条 個人情報データベース等または個人データの消去および廃棄は、当該個人情報の利用目的が終了した後、合理的な期間内に、具体的な権限を与えられた者のみが、外部流出等の危険を防止するため、記憶媒体を物理的に破壊するなど適切な方法により、なし得るものとする。

第 8 章 組織および体制

（個人情報保護管理者）

第 17 条 代表理事は、最高情報管理者（以下、CIO という）を個人情報保護管理者として任命し、本協会内における個人情報の管理業務を行わせるものとする。

2 個人情報保護管理者は、代表理事の指示および本規程に定めるところに基づき、個人情報保護に関する内部規程の整備、安全対策の実施、教育・訓練等、個人情報保護に関する措置を実践する責任を負うものとする。

（教育）

第 18 条 個人情報保護管理者は、従業者に対して個人情報保護の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、継続的かつ定期的に教育・啓発を行うものとする。

（作業責任者）

第 19 条 個人情報保護管理者は、個人情報を取扱う作業が行われる際に、当該作業に係る担当部署または担当委員会の所属長または委員長を作業責任者として任命する。

（監査）

第 20 条 個人情報保護管理者は、本協会における個人情報の管理状況についてガバナンス委員会へ依頼し、定期的に監査を行うものとする。

2 ガバナンス委員会は、監査の結果につき監査報告書を作成し、個人情報

保護管理者に対して報告を行うものとする。

- 3 個人情報保護管理者は、前項の報告により、個人情報の管理について改善すべき事項があると思料するときは関係者に対し、改善のために必要な指示を行うものとする。
- 4 前項に基づき改善指示を受けた者は、速やかに適正な改善措置を講じ、その内容をガバナンス委員会に報告するものとする。
- 5 ガバナンス委員会は、前項によりなされた改善措置を評価し、個人情報保護管理者に対して報告するものとする。

（報告義務および罰則）

第 21 条 本規程に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した者は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

- 2 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には、遅滞なく関係部署・委員会に適切な処置を行うよう指示するものとする。
- 3 本規程に違反した従業者は、倫理規程、事務局職員の就業規則の定めるところにより懲戒に処するものとする。

（苦情および相談）

第 22 条 個人情報保護管理者は相談窓口を設置し、個人情報の保護に関する苦情および相談を受け付け対応するものとする。

第 9 章 補則

（運用細則）

第 23 条 個人情報保護管理者は、本規程に定めるもののほか、必要に応じて本規程の運用のために必要な細則案を定めるものとする。その上、理事会で決議を受けることとする。

（規程の改廃）

第 24 条 本規程は、理事会の決議により改廃することができる。

附則

- 1 本規程は、2011 年 2 月 1 日より施行する。
- 2 本規程は、2026 年 1 月 28 日より施行する。